

8月1日以降の新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

制度改正により、令和6年12月2日以降は従来の健康保険証は発行されなくなり（再発行を含む）、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード）の利用を基本とする仕組みとなりました。

マイナ保険証の保有状況により、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。

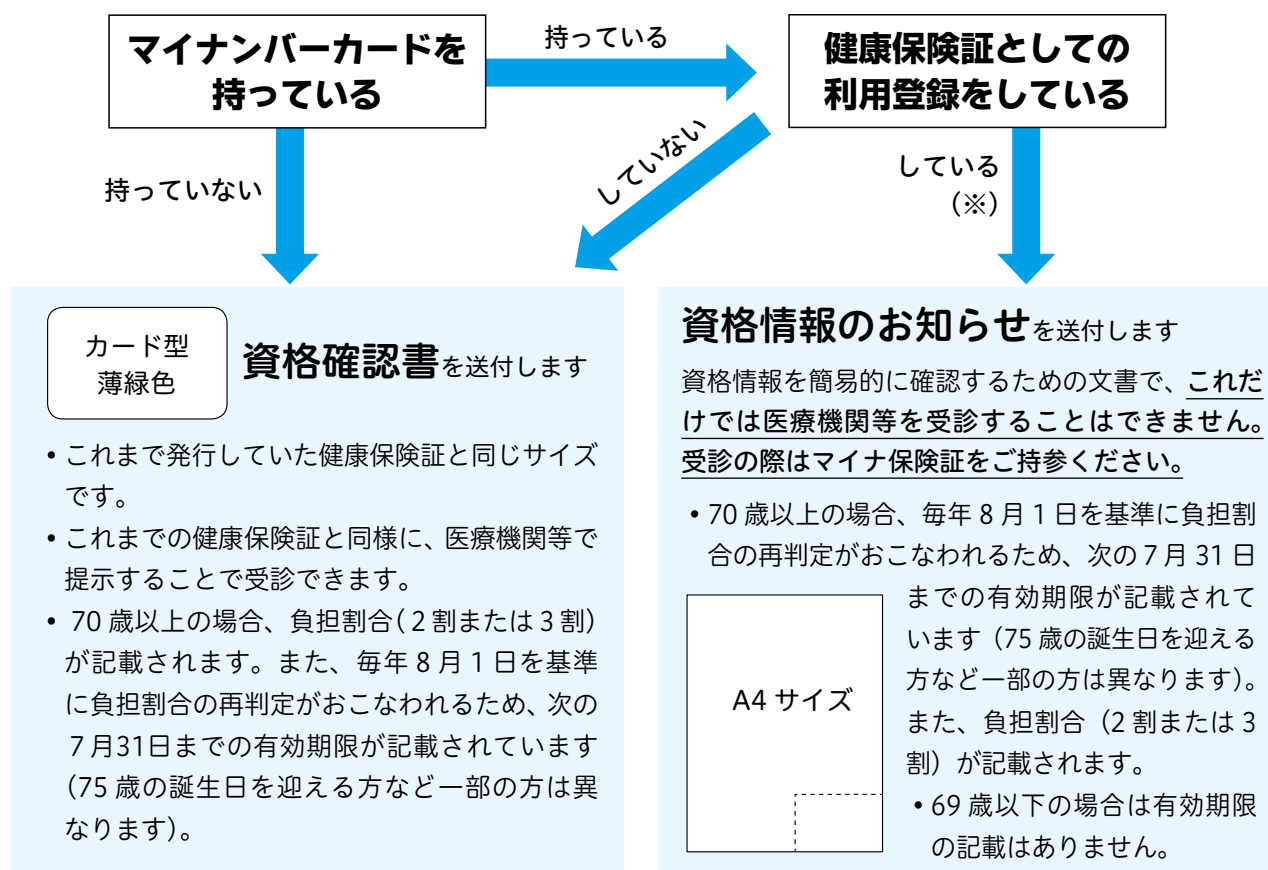
現在お持ちの「保険証」、「資格確認書」ならびに70歳以上の被保険者の方の「資格情報のお知らせ」の有効期限は令和7年7月31日です。申請の必要なくマイナ保険証の保有状況に応じて、8月1日以降の新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を世帯主宛に送付します。7月下旬になってもお手元に届かない場合は保険課まで問い合わせください。

※保険証は世帯ごとに送付していましたが、今回の一斉更新は個人ごとへの送付となります。

（例：4人世帯には「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が世帯主宛に4通届きます。）

※69歳以下で「資格情報のお知らせ」をお持ちの方は有効期限が定められていませんが、再度ご自身の資格を確認していただくために「資格情報のお知らせ」を送付します。

マイナ保険証の保有状況



※以下に該当する場合は「資格確認書」を交付します

- ①マイナ保険証の利用登録解除の申請をした方
- ②マイナンバーカードの有効期限が切れた方
- ③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れて3か月が経過した方（3か月が経過するまではマイナ保険証で受診できます）
- ④マイナンバーカードを返納した方
- ⑤住民基本台帳事務における支援措置を受けている方

マイナ保険証の利用登録解除申請について市公式ウェブサイトに掲載しています▶



マイナ保険証の利用が難しい方は、世帯主が申請することで 「資格確認書」の交付を受けることができます

マイナ保険証の利用が難しい方とは

- ①紛失または更新中でマイナンバーカードが手元にない
- ②マイナンバーカードを返納する予定である
- ③障がい、高齢などにより介助者などの第三者が本人に同行して本人の資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である など

※③の事由により申請された場合は、今後も申請いただくことなく「資格確認書」を交付します。

③以外の事由の場合は、次回の資格確認書更新時期（有効期限到達前）にマイナ保険証をお持ちの状況であれば、「資格確認書」は交付せず「資格情報のお知らせ」をお送りします。

なお、マイナ保険証の利用困難な事由がなく「利用したくない」といった理由では、「資格確認書」を交付することはできません。マイナ保険証を利用することのメリットをご確認いただき、それでもなお「資格確認書」の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録の解除申請をご検討ください。

「資格確認書」の交付申請方法等、マイナ保険証に関する情報を市公式ウェブサイトに掲載しています▶



限度額適用認定証等をお持ちの方へ

現在お持ちの限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「限度額認定証等」と言います。）の有効期限も、令和7年7月31日となっています。

8月1日以降も限度額認定証等が必要な方は更新の手続きをするか、マイナ保険証を利用してください。

なお、マイナ保険証を利用される場合は、手続きをしなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されますが、以下に該当する方は引き続き限度額認定証等の交付申請が必要です。

- 住民税非課税世帯等の方が長期入院の認定を受け、入院時食事代の減額を受ける場合
- オンライン資格確認の際に、限度額情報の提供に同意しない場合
- 国民健康保険加入直後に医療機関等で限度額の適用を受ける場合

マイナンバーカードを使うメリット等について

- ・より良い医療を受けることができます。
過去のお薬情報や健康診断の結果を確認できることから、身体の状態やほかの病気を推測して治療に役立てたり、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことができます。
- ・手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

その他、よくあるご質問等については、厚生労働省ウェブサイトからご確認いただけます▶



届出が必要なとき

- | | |
|---|--|
| <p><加入></p> <ul style="list-style-type: none"> ・益田市に転入したとき ・職場の健康保険をやめたとき ・子どもが生まれたとき など <p><脱退></p> <ul style="list-style-type: none"> ・益田市から転出するとき ・職場の健康保険に加入したとき ・被保険者が亡くなったとき など | <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、世帯主、氏名などが変わったとき ・世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき ・修学や施設入所のため、別に住所を定めるとき など |
|---|--|

しまね電子申請サービスでも加入・脱退手続きができます▶



【問い合わせ先】 市保険課 保険係（国民健康保険担当） ☎ 31-0212 FAX 24-0180